

# 特定非営利活動法人 ともだち村 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法人は、高齢者等が自立と相互扶助を基本理念に地域の中で生活できるように、共同生活事業や各種在宅福祉サービスを提供することによって地域に生活する高齢者等の福祉向上に資することを目的とする。

### (名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人ともだち村と称する。

### (事業)

第3条 この法人は第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者共同生活事業
- (2) 自立・生きがい支援事業
- (3) 訪問介護事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 短期入所生活介護事業
- (6) 通所介護事業
- (7) 介護予防事業
- (8) 介護輸送事業
- (9) 通所看護事業
- (10) 第三者評価事業

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

### (事務所)

第5条 この法人は、事務所を大分県玖珠郡九重町大字右田926番地2に置く。

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 団体会員 この法人の目的に賛同して加入した任意の団体及び法人
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して加入した個人

### (加入)

第7条 この法人に、会員として加入しようとする者は、加入申込書に初年度の会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 加入の承認は、理事会が行うものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 初年度会費の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

### (会費)

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(脱退)

第10条 この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3～9名
- (2) 監事 1～2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

(役員を選任)

第14条 役員は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の数分の1を越えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること

- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、役員任期の定めにかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会終結するまでその任期を伸長する。

#### (役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員報酬)

第18条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

#### (事務局)

第19条 この法人に事務局を設ける。

- 2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任命する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 会議

#### (種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (構成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第38条において同じ)、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) 事務局の組織及び運営
  - (10) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (2) 理事会として総会に付議する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を書面で示して請求があるとき。
- (3) 特定非営利活動促進法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3 その他の会議を招集する場合は、会員又は理事(以下「構成員」という)に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

(定足数)

第26条 会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面

をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 3 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その事項の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第29条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員の総数
  - (3) 総会にあってはその会議に出席した構成員の数、理事会にあってはその氏名(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

### 第5章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

#### (経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

#### (事業会計、予算及び収支決算)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- 2 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。
- 3 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 4 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (暫定予算)

第34条 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第35条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるものほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第6章 解散及び定款の変更

(解散)

第38条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 大分県知事による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において、会員総数の4分の3以上の承諾を得て、解散することができる。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、大分県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもののうち、九重町に譲渡するものとする。

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、大分県の認証を受けて効力を得る。

## 第7章 雑則

(公告)

第41条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

(雑則)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第16条の規定に関わらず、成立の日から2002年3月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定に関わらず成立の日から2001年3月31日までとする。

5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 入会金 0円
  - (2) 年会費 500円
6. 第5条 事務所 平成15年6月九重町大字松木522番地の2より九重町大字右田924に移転のため変更行う。
7. 第13条 役員 平成15年12月役員3名を3名～9名に増員ための変更行う。
8. 第3条 特定非営利活動に係わる事業 平成16年9月新規事業開設に伴う事業の変更行う。
9. 第16条 役員の任期 平成16年9月役員は、役員の任期の定めにかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会終決するまでその任期を伸長するに変更行う。
10. 第13条 役員 平成21年9月副理事長に小野裕一理事を選任。
11. 第5条 事務所 平成24年9月この法人は、事務所を大分県玖珠郡九重町大字右田926番地2に置くに変更行う。

当法人の定款に相違ありません。

大分県玖珠郡九重町大字右田926番地2

張藤 みち子 